破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１０７号
山梨県甲府市上石田２丁目41番27号　ジョイフル上石田101
破産者　渡邉　裕之
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５８号
長野県松本市大字岡田伊深650番地１
破産者　西村　邑子
1　決定年月日　平成27年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第７１号
兵庫県伊丹市野間７丁目３番20号
破産者　カーケアクラブ北夙川ファクトリーこと　前川　光夫
1　決定年月日　平成27年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第８２号
兵庫県伊丹市中野北３丁目８番25―３号
破産者　和田明欣こと　崔　　明欣
1　決定年月日　平成27年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１１６号
兵庫県宝塚市中山台１丁目14番７号
破産者　下山　真人
1　決定年月日　平成27年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１６号
島根県益田市中島町イ1035番地、前住所神奈川県座間市相模が丘５丁目28番26―203号フレンドポート相模が丘
破産者　波田地広司
1　決定年月日　平成27年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２７年（フ）第１０５号
福岡県小郡市希みが丘３丁目１番地95
破産者　山本　香美（旧姓山口）
1　決定年月日　平成27年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１６０号
佐賀県三養基郡みやき町大字白壁3953番地104
破産者　西村　拓朗
1　決定年月日　平成27年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６６号
佐賀市鍋島町大字森田498番地１　ホワイトコーポ105号
破産者　荒木　裕司
1　決定年月日　平成27年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３１６号
宮城県黒川郡大和町吉岡南２丁目33番地の５グリーンコースト大和Ｓ棟103
破産者　其浦　美樹
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４号
宮城県気仙沼市東中才195番地２
破産者　村上　裕太
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２６年（フ）第６３号
長野県諏訪市大字四賀5446番地２
破産者　小山　雅道
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第１６４号
千葉県市川市香取１丁目１―７　メゾン北雄201号、開始決定時の住所札幌市中央区南７条西２丁目２―15　ドミール豊水
破産者　梅村　卓宏
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１０１号
静岡県伊東市川奈1214―４　10号室、住民票上の住所静岡県伊東市川奈1347番地の21
破産者　戸井　道也
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１０２号
静岡県伊東市荻556番地の１　ロワジール伊豆一碧参番館401号、住民票上の住所静岡県伊東市川奈1347番地の21
破産者　戸井美奈子
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１１８号
静岡県三島市日の出町５番９号　メゾン加藤102
破産者　力丸　雄孝
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１３３号
静岡県沼津市平町12―３　大嶽ビル３階南
大畑貴子方、住民票上の住所静岡県沼津市西間門55番地の３
破産者　小野　賢二
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１４６号
静岡県沼津市下香貫樋ノ口1689番地の６、前住所静岡県沼津市西島町１番39号　ロイヤルマンション香貫203
破産者　遠藤　羊一
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係